



税務・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行: 館崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

3

 2019

いつもお世話になっております。

春の陽気が待ち遠しい今日この頃、いかがお過ごしですか。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

改正情報

2019 税制改正大綱 資産課税編

●個人事業者版の事業承継税制創設

2018年度税制改正では、非上場会社の事業承継税制の大胆な見直しが行われましたが、これに続き2019年度改正では、個人事業者の事業承継税制が創設されました。総務省の調査では、2025年には個人事業者の73%（150万人）が70歳以上となると報告され、世代交代を後押しする施策が求められています。そのため、10年間の時限措置として、承継資産（土地・建物・機械等）に係る贈与税・相続税の100%が納税猶予される制度が整備されます。なお、この制度は小規模宅地等（特定事業用宅地等）との選択適用になります。

～個人事業者の事業用資産の納税猶予（相続税）～

対象者：認定相続人（承継計画の認可）

適用期間：2019年1月1日～2028年12月31日

要件：①相続又は遺贈により特定事業用資産を取得し、事業を継続していくこと②申告期限までに担保提供・申請書提出

対象資産：特定事業用資産（不動産貸付事業を除く）

①土地（地積400㎡まで）、②建物（床面積800㎡まで）、③一定の償却資産

※青色申告書に添付する貸借対照表に計上されているもの

承継後：継続届出書を税務署に提出

事業承継税制の適用に際し、特例承継計画の提出が必要となります。ご希望の場合は、特例承継計画の提出と併せ、株価の算定や相続税シミュレーションも、別途承っておりますので、お気軽にご相談下さい。

●特定事業用宅地等（小規模宅地）の見直し

小規模宅地等の減額制度の濫用を防止する観点から、特定事業用宅地等から相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等が除かれることとなります。ただし、その宅地の上で事業供用される償却資産の価額が土地の価額の15%以上であれば、適用対象とされます（2019年4月以後の相続より適用）